

○延長手続を採っておらず、30日以内に開示決定等がされなかったもの(資料2)

行政機関名	件名	受付年月日	期限	決定年月日	超過日数	30日以内に開示決定等がされなかった理由
法務省	①仮釈放・保護観察等事件事務規程(昭和59年法務省保観訓令第66号)	H17.6.6	H17.7.21	H17.8.22	32	開示決定期限を補正書受理後30日以内と勘違いし、期限を徒過した。
	②仮釈放及び保護観察等に関する規則並びに仮釈放・保護観察等事件事務規程の運用について(昭和59年矯正局長・保護局長依命通達第89号)					
	大阪保護観察所で作成される環境調整に係る文書(平成16年12月1日から平成17年1月31日迄の期間に受理し、収容施設名が前橋刑務所であり、在監者から申告された身元引受人が大阪市寝屋川市に居住している条件。)	H17.6.6	H17.7.21	H17.8.22	32	開示決定期限を補正書受理後30日以内と勘違いし、期限を徒過した。
外務省	行政文書ファイル「国連安保理緊急特別会合/ヴェトナム問題」(作成(取得)時期1966年1月28日、作成者 国際連合局国連政策課)の中の文書(ただし、電信システムの内部処理、管理に係る情報と、国連の公表文書(安保理議事録等)は除く)	H16.9.15	H16.10.15	H17.9.16	336	開示請求受付後、安保理改革等事務の繁忙があったこと及び開示請求の対象となりうる行政文書が大量で、対象の特定作業等に予想外の時間を要したため。
	「外務省文書管理規則」(外務省訓令第10号)に基づき日米安全保障条約課が管理する行政文書ファイルのうち弾道ミサイル防衛に関して綴られている文書の全て(期間は1995年1月～2004年12月末まで)。*電磁的記録で保存されている文書については電磁的記録での複写を希望。	H17.3.1	H17.6.20	H17.6.22	2	開示決定等の処理に係る事務手続き上の不備があったため。
	陸上自衛隊朝霞駐屯地に存在する日米地位協定2条4項bの適用を受ける施設及び区域の新規提供、一部返還及び追加提供に係る日米両政府間協定の和文及び英文の全文書(他、計2件)	H17.5.16	H17.6.15	H17.6.20	5	開示決定等を行うにあたって、事務手続き上の瑕疵があったため。
	記者クラブ配付資料のうち外務省ホームページ上に掲載していないもの全て(対象期間05年4月1日～6月末日、電子データで存在するものについては電子データでの提供を希望)。	H17.7.13	H17.8.12	H17.8.29	17	開示請求の対象となりうる行政文書が著しく大量で、開示・不開示の決定等に予想外の時間を要したため。
	行政文書ファイル名「すずらん」プロジェクト 作成(取得)時期2001年04月01日、外務省ホームページ上、以上の詳しい情報の開示を求めます。「すずらん」の諸元、管理運用体制等。	H17.11.8	H17.12.8	H17.12.20	12	開示請求の対象となりうる行政文書は在外公館に所属するものであったが、実際には不存在であることが判明し、右確認作業に予想以上の時間を要したため。
	若泉敬氏(当時、京都産業大学教授)が特別に招かれて中国を訪問し、指導層と会見した件の関連文書(1977年夏頃。あるいは、1971年秋頃?)。	H17.11.17	H17.12.17	H18.1.12	26	対象となる行政文書の特定に時間を要したため。処理すべき開示請求案件が著しく多いことに加え、他の事務も著しく繁忙であるため。
	平成16年3月29日付(平成15年度(行情)答申第727号)に関する公金横領疑惑に付随する接待問題等に関する調査書及び回答書(各一部)	H17.11.28	H17.12.28	H18.1.17	20	延長手続きをとることなく作業を行っていたが、開示箇所につき関係課で確認することとなり、確認作業に時間を要したため。
	財団法人日本国際問題研究所「中国における遺棄化学兵器の状況に関する調査結果総括報告書(1991～1996年)」1998年。	H17.12.7	H18.1.6	H18.1.24	18	対象となる行政文書が大量であり、処理に時間を要したため。処理すべき開示請求案件が著しく多いことに加え、他の事務も著しく繁忙であるため。
	中国における遺棄化学兵器に関する調査報告書(第1回調査から最新のものまですべて。別冊等を含める。)。現地調査(第1～7回)(91年～96年)の報告書	H17.12.8	H18.1.16	H18.1.24	8	対象となる行政文書が大量であり、処理に時間を要したため。処理すべき開示請求案件が著しく多いことに加え、他の事務も著しく繁忙であるため。

行政機関名	件名	受付年月日	期限	決定年月日	超過日数	30日以内に開示決定等がされなかった理由
外務省	中国広東省広州市番岗区における遺棄化学兵器の発掘調査報告書 平成17年7月19日から7月24日まで、現地でおこなわれた発掘回収事業の報告書。	H17.12.13	H18.1.12	H18.1.30	18	対象となる行政文書が大量であり、処理に時間を要したため。処理すべき開示請求案件が著しく多いことに加え、他の事務も著しく繁忙であるため。
	開示請求200500433（件名「国際交流基金 アジア地域-在大韓民国大使館-文化交流 2000年06月01日」）の相当部分の決定において、開示決定等された文書。（他、計2件）	H17.12.16	H18.1.15	H18.3.31	75	開示請求の対象となる行政文書が著しく大量で、個人名や国の機関が行う調査研究に係る事務に関する情報が含まれており、対象文書の審査に予想外の時間を要したため。
	1.平成17年12月20日に在日アメリカ合衆国大使館において行われた、ジョン・トーマス・シーファー駐日大使と加戸守行愛媛県知事、森高康行愛媛県議会議長との面談記録及び手交した文書。	H17.12.22	H18.1.21	H18.1.31	10	開示決定等の処理に係る事務手続き上の不備があったため。
	外務省在外公館に外向している他省庁職員の氏名、他省庁での直前の役職（省庁のみでも可）、（大使館における）外向部署、外向先での役職が分かる文書。（H.15,16,17年度）	H17.12.22	H18.1.21	H18.2.28	38	個人に関する重要な情報が含まれている等、当初想定していたよりも慎重に審査を行う必要性が判明し、対処文書の審査に予想以上の時間を要したため。
	「外務省文書管理規則」（外務省訓令第10号）に基づき総合外交政策局安全保障政策課が管理する行政文書ファイルのうち我が国の弾道ミサイル防衛システムの整備にかかる意志決定に関する文書の全て（期間は1995年1月～2005年12月末まで）。	H18.1.5	H18.2.19	H18.3.6	15	事務手続き上の不備があったため。
2005年2月に起訴休職外務事務官佐藤優氏より提出された「国家の罨」（新潮社）の出版届一式。	H18.2.9	H18.3.11	H18.3.15	4	個人に関する重要な情報が含まれている等、当初想定していたよりも慎重に審査を行う必要性が判明し、対処文書の審査に予想以上の時間を要したため。	
国税庁	相続税法49条の規定による申告書記載事項の公示（相続税分）平成18年1月31日現在公示している分	H18.1.31	H18.3.2	H18.3.24	22	業務繁忙により、担当者が開示決定の手续を失念していたため。
社会保険庁	各種施設基準の届出受理医療機関名簿（総合リハビリテーション施設、手術区分等）	H17.7.25	H17.8.24	H17.9.6	13	文書が大量であり内容審査に時間を要したこと及び業務繁忙であったため
国土交通省	みちシステムのデータのうち案内標識台帳簡易一覧表（エクセル形式）で平成16年9月30日付け国北整備情報第39号において開示対象になった部分に係るもの。上記のうち金沢河川国道事務所分の小松バイパス2交差点にかかるものを除く。富山・長岡国道・新潟国道・高田・金沢（各河川国道等事務所）【5件】	H16.10.6	H16.11.5	H17.4.28	174	文書特定に時間を要したため。新潟中越地震対応による業務繁忙のため。
	浸水想定区域浸水深データ及び説明資料【16件】	H16.10.18	H16.11.17	H17.6.30	225	新潟豪雨の災害対応及び新潟中越地震対応による業務繁忙のため。
	平成16年8月30日に請求のあった以下の内容（係る別紙は省略）に係る文書で局の道路管理課が各事務所から取得したもの。なおこの開示文書には必要以上のものが含まれているため、別紙を参照のこと。【1件】	H16.11.8	H16.12.8	H17.4.28	141	文書特定に時間を要したため。新潟中越地震対応による業務繁忙のため。
	道路施設台帳作成要領に類するもの（あれば電磁的記録も含む）【1件】	H16.11.8	H16.12.8	H17.5.23	166	同上
阪急電鉄（株）の、①昭和51年嵐山線上桂駅付近の嵩上工事に係る認可に際して運輸大臣認可書②平成10年保安監査・現地調査実施記録（データ）【1件】	H17.9.16	H17.10.16	H17.10.31	14	不開示決定（文書不存在）を行った過去の開示請求と一部同じ内容で新たに開示請求があり、請求事項の一部取り下げを依頼するため請求書原本のみ（補正通知書の発出を失念）請求者へ郵送したところ、結果応じてもらえず開示決定期限を2日過ぎた時点で返信があったため。	